

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
総務大臣 山本早苗 殿

平和と民主主義をめざす全国交歓会

東京都足立区千住関屋町8-8 2階 電話 03-5284-4970 FAX 03-5284-4971

担当：土屋のり子(東京都足立区議会議員) 携帯：090-5646-4273

近年、自治体におけるアウトソーシングは、公権力の行使を含む窓口業務の等の一括民間委託などが強力に推進されています。

安倍政権の「骨太方針2015」では、「公的サービスの産業化」を打ち出し、自治体業務を民間に開放し、大企業の商機を創出する方向性を打ち出しています。また、民間委託等によるコスト抑制、情報システム運用でのクラウド化を進めた自治体に交付税を優先配分するという「トップランナー方式」を、さらに、昨年の公共サービスイノベーション・プラットフォーム会合では、民間委託のための業務マニュアル・標準委託仕様書(案)を2016年度内に作成することを決定しています。これらは、全国の自治体のアウトソーシング推進のお膳立てを政府が行ない、あからさまな財政誘導でアウトソーシングを加速させようとするものです。

一方、東京都足立区では、日本公共サービス研究会を設立し、「民間に出来ないことも民間でやる」を旗印に住民票の異動届・写しの発行、印鑑登録・証明の発行などの住民窓口を皮切りに、本年4月からは全国で初めて国民健康保険業務をNTTデータに委託しています。ここでは、区職員以外の民間会社の非正規職員が窓口対応しており、足立区は今後、予算編成などの企画立案以外のほぼすべての業務を民間委託する方向です。

こうした方向は明らかに、公共サービスの縮小、変質をもたらします。「公的サービスの産業化」は、行政の民営化、自治体業務の市場化であり、大企業の儲けのために自治体の公的責任を放棄させ解体するものです。

公的責任は、憲法25条「健康で文化的な最低限度の生活」を、地方自治法第1条の2「住民の福祉の増進を図ることを基本」に基づいて自治体が、個人に保障するものです。その自治体業務は、相談・受付から決定までの一連の業務のなかで、市民の生活実態を把握し本来求められるべき基準を見出し、様々な分野で市民の要求に応える独自の各種加算措置を行ってきている。そのことから考えると、本来、自治体の公的責任を明確にした各種業務は、憲法25条の要求する生活水準を達成する地域特性を生かした独自の政策基準を設定しその実現をめざすもので、言わば、ひとつひとつに公的責任と判断が求められる業務であり、憲法理念を業務において実現していくものと考えられます。

こうした業務を産業化し、営利企業に委託すること自体が憲法や地方自治法等に違反すると考えます。

さらに甚大な被害をもたらしている熊本地震では、行政の対応の遅れが指摘されましたが、その原因は、避難した被災者のニーズをつかみ搬送体制などをつくれるだけの自治体の人員が全く足りないことです。

この自治体の人手不足は、政府とそれに応じた自治体当局が推し進めた自治体リストラ・民間委託による人員削減の結果、1996年に328万2千人いた自治体職員は、2015年には273万8千人と約20年間で実に54万4千人も減っています。これは沖縄県を除く中国・四国・九州16の全州市町村職員数(55万7千人、15年)に匹敵するすさまじい削減であり、熊本県内だけでも、この10年間で約5千人の自治体職員が削減されています。これでは、現に昼夜問わず奮闘している被災地の自治体職員に「きめ細かな対応」(4/20朝日)を求めることは不可能です。被災者の立場にたった行政機能の拡大こそが求められていると考えます。

以上から、下記事項を要望いたします。

記

1. 地方自治体が住民要求をくみ上げて、きめこまやかに対応できるだけの行政機能を拡大できるよう「公的サービスの産業化」(行政の民営化)をやめ、大幅に公務員を増やすこと。
2. 「公共サービス改革基本方針」、大臣通知「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」や総務省通知「地方公共団体における行政化改革の更なる推進のための指針」をはじめとした自治体アウトソーシングを促す諸通知を撤回すること。
3. 地方自治を破壊する自治体に交付税を優先配分する制度改悪をただちにやめること。